



八 監 第 4 2 6 号

令 和 5 年 1 月 2 7 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

令和4年度監査（財務部）の結果に基づき又は当該監査の結果を
参考として講じた措置の公表について

令和4年12月5日付け八監第333号により提出した令和4年度監査（財務部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区 分	所見及び措置内容
資産管理課	指摘事項	<p>1 建物総合損害共済基金分担金の支出事務について</p> <p>【所見】</p> <p>旧ゆりのき台学童保育所（以下「当該普通財産」という。）については、令和3年11月8日に売買契約を締結し、既に売却済であるが、令和3年7月から令和4年6月までを契約期間とする建物総合損害共済（以下「損害共済」という。）の解約申込を行っておらず、支出済である建物総合損害共済基金分担金（以下「共済基金分担金」という。）の未経過期間に対する返戻金を受領していなかった。</p> <p>また、当該普通財産について、令和4年7月から令和5年6月までを契約期間とする損害共済の継続手続を行っており、当該期間分の共済基金分担金を支払っていた。</p> <p>今後は、適切な支出事務を行われたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>旧ゆりのき台学童保育所に係る令和3年12月から令和4年6月までの建物総合損害共済分担金 1,715 円及び令和4年7月から令和5年6月までの建物総合損害共済分担金 3,010 円について、返還に係る所要の手続きを行い、令和4年11月25日に市に返還金が入金されたことを確認いたしましたのでご報告いたします。</p> <p>なお、今後はこのようなことがないよう適切に事務を執行してまいります。</p>